

議案第 32 号

日野町印鑑条例の一部改正について

日野町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

日野町長 近 藤 宏

日野町印鑑条例改正が必要な理由と概要

1 理由及び概要

(1) 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、外国人住民に交付されている在留カード又は特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」（以下「特定在留カード等」という。）の交付が始まり、印鑑を登録している特定在留カード等の交付を受けた者がコンビニ交付サービスを利用して印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となる。

又、マイナンバーカードの交付又は特定在留カード等の交付を受けた印鑑登録者については、役場窓口での印鑑登録証明書の交付申請時における印鑑登録証の提示を省略することができるようになる。

(2) 国が示す事務処理要領が改正され、漢字圏の外国人住民（中国、韓国など）のうち氏名に漢字が使用されない者についても、氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑で登録することができる取扱いとされたため、日野町印鑑条例の一部改正を行うもの。

2 附則

この条例は、公布の日から施行する。

日野町印鑑条例の一部を改正する条例

日野町印鑑条例(昭和53年日野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録の拒否) 第5条 略 2 町長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民又は漢字圏の外国人住民(本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に限る。)(以下「非漢字圏等の外国人住民」という。)が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもつて調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。	(登録の拒否) 第5条 略 2 町長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもつて調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。
(印鑑登録原票) 第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。 (1)～(6) 略 (7) 非漢字圏等の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該氏名の片仮名表記	(印鑑登録原票) 第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。 (1)～(6) 略 (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該氏名の片仮名表記

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証を提示し、印鑑登録証明書交付申請書を提出して、町長に対し、印鑑の登録の証明を申請することができる。
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(以下「個人番号カード等」という。)の交付を受けた印鑑の登録を受けている者が自ら個人番号カード等を添えて当該申請を行う場合であって、当該個人番号カード等に係る暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。以下において同じ。)の確認を受けた場合は、印鑑登録証の提示を省略することができる。

2及び3 略

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 前条の規定にかかわらず個人番号カード等に係る暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものを用い。以下同じ。)の交付を受けている者は、自ら個人番号カード等又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものを用い。)を用いて、

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証を提示し、印鑑登録証明書交付申請書を提出して、町長に対し、印鑑の登録の証明を申請することができる。

2及び3 略

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものを用い。以下同じ。)の交付を受けている者は、当該個人番号カード又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する

多機能端末機(町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された機械(証明書その他の書類の交付を受けようとする者が自ら必要な操作を行うものとして設置されたものに限る。)をいう。次項において同じ。)により、自らの印鑑登録証明書に限り、その交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による印鑑登録証明書の交付に係る申請は、当該個人番号カード等の交付を受けている者が、多機能端末機の映像面に表示する手続に従って当該多機能端末機を用いて送信することにより行うものとする。

る移動端末設備利用用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものをいう。)を用いて、多機能端末機(町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された機械(証明書その他の書類の交付を受けようとする者が自ら必要な操作を行うものとして設置されたものに限る。)をいう。次項において同じ。)により、自らの印鑑登録証明書に限り、その交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による印鑑登録証明書の交付に係る申請は、当該個人番号カードの交付を受けている者が、多機能端末機の映像面に表示する手続に従って当該多機能端末機を用いて送信することにより行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。